HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度について ： 管轄と訴訟原則
Author(s)	エストマン，ペーター；田口，正樹//訳
Citation	北大法学論集，64(4)，118[245]-79[284]
Issue Date	2013-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53715
Type	other
File Information	HLR64-4_007.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　　料

ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度について：管轄と訴訟原則[1]

ペーター・エストマン
田口　正樹（訳）

裁判制度は共同体の本質的な基礎であり、それゆえその核心において憲法の一部である。近代法において、この点は直接的に明らかである。裁判所組織の重要な諸問題は、しかしそれだけでなく訴訟諸原則もまた、人権としての地位を有し、今日の憲法の中で法典化されている[2]。法史[3]を見た場合にも、このことは原則的な点においてはほとんど変わらない。例えば、ヨーロッパ近世については、フランスは実質的法治国家であったが、それに対して旧帝国［＝神聖ローマ帝国］は形式的法治国家であったというような議論がある[4]。特殊ドイツ

[1] 2013年３月16日に、日本の比較国制史研究会で行われた講演。光栄な招待について研究会の会員諸氏に、また原稿の翻訳について田口正樹氏（北海道大学）に感謝する。

[2] ドイツにおける議論について最も幅広い概観を提供する文献として、Eberhard Schilken, Gerichtsverfassungsrecht, 4. Aufl., Köln 2007; Manfred Wolf, Gerichtsverfassungsrecht aller Verfahrenszweige, 6. Aufl., München 1987; Eduard Kern, Gerichtsverfassungsrecht, 5. Aufl., München 1975.

[3] 全体的な叙述はほとんど存しない。Eduard Kern, Geschichte des Gerichtsverfassungsrechts, München und Berlin 1954のような教科書は、その後書かれなかった。

[4] Peter Oestmann, Menschenrechte und ihre Durchsetzung im Alten Reich, in: Georg Schmidt-von Rhein/Albrecht Cordes (Hrsg.), Altes Reich und neues

的な法治国家の伝統は、フランスのように人権の荘重な宣言にではなく、比較的よく組織された司法にその根を持っているのである。18世紀の終わり、フランス大革命の４年後に、ゲッティンゲンの歴史学教授アウグスト・ルートヴィヒ・シュレーツァーは、旧帝国の裁判所に対する讃歌を書いた。「幸いなるドイツ、自分の君主に対して、その威厳を損なうことなく、合法的に、君主自身のではなくよその法廷で対抗することができる、世界で唯一の国[5]。」つまり臣民たちは、みずからの領邦君主を訴える可能性を持ち、またしばしばそれを実際に行ったのである。このことを、同時代人たちは何か普通でないことだと感じ、この理由からドイツではフランスと違って革命もなくてよいのだと考えたのであった[6]。

本稿は、ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度のいくつかの基礎を取り扱う。中世後期から1806年の旧帝国の滅亡までの帝国レベルの裁判権が問題となる。それに加えて、個別の領邦における裁判制度にも立ち入り、教会裁判所と世俗裁判所の分離にも光を当てることになる。

帝国レベルでは、全部で４つの最高裁判所があった。帝国宮廷裁判所 Reichshofgericht、国王カンマー裁判所 Königliches Kammergericht、帝国最高法院 Reichskammergericht、帝国宮内法院 Reichshofrat である。帝国宮廷裁判所と国王カンマー裁判所は、まだ中世後期に属している。帝国最高法院と帝国宮内法院は、その後の近世の両最高裁判所であった。

Ⅰ．ローマ・ドイツ国王の裁判権力

Recht. Von den Anfängen der bürgerlichen Freiheit, Wetzlar 2006, S. 57-74.

[5] August Ludwig Schlözer, Allgemeines StatsRecht und StatsVerfassungsLere, Göttingen 1793, S. 107; これについて、Thomas Nicklas, Publizität als Machtfaktor. Schlözer und die Pressekampagnen der Spätaufklärung, in: Heinz Duchhardt/Martin Espenhorst (Hrsg.), August Ludwig (von) Schlözer in Europa (Veröffentlichungen des Instituts für Europäische Geschichte. Abteilung für Universalgeschichte. Beiheft 86), Göttingen 2012, S. 157-178 (173).

[6] この点に関しては、例えば、以下の復刊版を参照。Andreas Riem, Was sollen die Regenten thun, um sich gegen Revolutionen zu sichern?, hrsg. von Karl H. L. Welker, Hannover 2000.

帝国の裁判権は、その核心において、二つの考慮に基づいている。一つには、国王は中世の帝国において、まず第一に裁判官であった。彼の支配権は、裁判権力„iurisdictio“であった[7]。いつから国王が帝国の最高裁判官と見なされるようになったかを言うのは難しい[8]。というのも、裁判官の上下秩序は、審級順序および上訴の観念と密接に結びついているからである。中世の非学識的裁判手続は、しかし一段階のものであった。それぞれの法的紛争において、ただ一つの判決しかありえなかった[9]。それゆえ国王が最高裁判官であったかどうかと問

[7] Pietro Costa, Iurisdictio. Semantica del potere politico nella pubblicistica medievale (1100-1433), Milano 1969; Dietmar Willoweit, Rechtsgrundlagen der Territorialgewalt. Landesobrigkeit, Herrschaftsrechte und Territorium in der Rechtswissenschaft der Neuzeit (Forschungen zur Deutschen Rechtsgeschichte 11), Köln, Wien 1975, S. 17-47; Michael Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland. Band I: Reichspublizistik und Policeywissenschaft 1600-1800, München 1988, S. 156-157; Barbara Stollberg-Rilinger, Des Kaisers alte Kleider. Verfassungsgeschichte und Symbolsprache des Alten Reiches, München 2008, S. 28; Heiner Lück, Artikel „Gericht“, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, hrsg. von Albrecht Cordes/Hans-Peter Haferkamp/Heiner Lück/Dieter Werkmüller/Christa Bertelsmeier-Kierst, Band II (2. Auflage 2012), Sp. 131-143 (138).

[8] これについて、今ではBernhard Diestelkamp, Vom einstufigen Gericht zur obersten Rechtsmittelinstanz. Die deutsche Königsgerichtsbarkeit und die Verdichtung der Reichsverfassung im Spätmittelalter (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 64), Köln, Weimar, Wien 2013.

[9] リューベック法圏において例外がありえたかもしれないという点について、Tobias Kämpf, Das Revaler Ratsurteilsbuch. Grundsätze und Regeln des Prozessverfahrens in der frühneuzeitlichen Hansestadt (Quellen und Darstellungen zur hansischen Geschichte. Neue Folge 66), Köln, Weimar, Wien 2013; 議論に関してはまた、Wilhelm Ebel, Lübisches Recht, Band I, Lübeck 1971, S. 106, 111-112; Jürgen Weitzel, Über Oberhöfe, Recht und Rechtszug. Eine Skizze (Göttinger Studien zur Rechtsgeschichte 15), Göttingen 1981, S. 146-147; Peter Oestmann, Lübisches und sächsisch-magdeburgisches Recht in der Rechtspraxis des spätmittelalterlichen Reiches, in: Heiner Lück/Matthias Puhle/Andreas Ranft (Hrsg.), Grundlagen für ein neues Europa. Das Magdeburger und Lübecker Recht in Spätmittelalter und Früher Neuzeit (Quellen und Forschungen zur Geschichte Sachsen-Anhalts 6), Köln, Weimar,

うのは、問題の立て方を誤っていると言える。ある件については国王が裁判官であったか、それとも別の裁判官がその件を扱ったか、そのどちらかであった。13世紀のよく知られた法書ザクセンシュピーゲルには、国王がやって来た場合には、すべての裁判所は「空き」になる、つまり彼の自由になる、とある[10]。中世の国王は首都や固定された政府所在地を持たなかった。国王はしばしば帝国内を行き来していた。国王がまさに滞在した場所で、彼はいつでも裁判権力を行使することができた[11]。私的な暴力を縮減するために、この裁判権力はきわめて重要であった。„iurisdictio“ のコンセプトと並んで、ここに第二の、帝国裁判権形成のために本質的な点が存する[12]。中世の君主たちは、さまざまなやり方で、フェーデと血讐を押しとどめようと試みていた。それらを禁止することは、長いこと考えられなかった。しかし1235年のマインツの帝国ラントフリーデは、今後はまず関心事を裁判で貫徹するよう試みた後にのみ、なおフェーデを遂行することが許される、と強調している。したがって、マインツの帝国ラントフリーデは、複線的な態度をとったことになる。このラントフリーデは一方でフェーデを制限し、他方で帝国宮廷裁判所を改革した。国王宮廷には今や常設の宮廷裁判官が一人存在し、彼が国王の代理として裁判権を行使した。つまり自力救済とフェーデに対する戦いは、裁判権の革新と密接に結びついて

Wien 2009, S. 183-222 (202).

[10] Sachsenspiegel Landrecht III. Buch, Titel 60 § 2. 最もアクセスしやすいのは以下のテクスト刊本の箇所である。Friedrich Ebel (Hrsg.), Sachsenspiegel. Landrecht und Lehnrecht (Reclams Universal-Bibliothek 3355), Stuttgart 2005, S. 149.［久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』（西洋法制史料叢書４）、（1977年 創文社）、307-308頁。］

[11] Caspar Ehlers, Artikel „Königspfalzen“, in: HRG（注７）Band II (2. Aufl. 2012), Sp. 60-71 (62).

[12] Peter Oestmann, Gerichtsbarkeit als Ausdruck öffentlicher Gewalt - eine Skizze, in: Gerhard Dilcher/Diego Quaglioni, Gli inizi del diritto pubblico 3: Verso la costruzione del diritto pubblico tra medievo e modernità = Die Anfänge des öffentlichen Rechts 3: Auf dem Wege zur Etablierung des öffentlichen Rechts zwischen Mittelalter und Moderne (Annali dell’ Istituto storico italo-germanico in Trento = Jahrbuch des italienisch-deutschen historischen Instituts in Trient, Contributi/Beiträge 25), Bologna, Berlin 2011, S. 275-309 (278-285).

いたのである[13]。２世紀半後にも、まったく同じ構図が現れる。1495年に、旧帝国は「永久ラントフリーデ」を公布した。独断的な自力救済とフェーデは今や持続的かつ例外なしに禁止された。このフェーデ禁止を公布したのと同じ帝国議会最終決定は、また最初の帝国最高法院規則を含んでいた[14]。国王の裁判権力は、要するに、帝国を平和にするために役立つものでもあったのである。

Ⅱ．帝国宮廷裁判所

1235年に新たに組織された帝国宮廷裁判所では、裁判官と判決人が分かれていた[15]。裁判官はただ訴訟を指揮するだけで、内容的な決定を下すことはなかった。まさにそのために、判決人がいたのである。この判決人は国王宮廷に滞在していた貴族たちであった。その範囲は当初明確に定められておらず、数も変動した。いずれにせよ判決人は大学で学んだ法律家ではなかった。彼らはそれ

[13] このラントフリーデの二言語版［ラテン語・ドイツ語対訳版］は、Lorenz Weinrich (Hrsg.), Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte bis 1250 (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe 32), 2. Aufl., Darmstadt 2000, S. 462-485 にある。Arno Buschmann, Der Mainzer Reichslandfrieden von 1235 - Anfänge einer geschriebenen Verfassung im Heiligen Römischen Reich, in: Juristische Schulung 1991, S. 453-460; Bernhard Diestelkamp, Das Gericht des deutschen Königs im Hoch- und Spätmittelalter und das peinliche Strafrecht, in: derselbe, Recht und Gericht im Heiligen Römischen Reich (Ius Commune. Sonderheft 122), Frankfurt am Main 1999, S. 53-62.

[14] Karl Zeumer (Hrsg.), Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit, Tübingen 1913, Nr. 173-174, S. 281-291に刊行されている。

[15] 概観を与えるものとして、Friedrich Battenberg, Artikel „Reichshofgericht“, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, hrsg. von Adalbert Erler/Ekkehard Kaufmann/Dieter Werkmüller, Band IV (1. Aufl. 1990), Sp. 615-626; derselbe, Artikel „Reichshofgericht“, in: Lexikon des Mittelalters 7 (1995), Sp. 622-623; Peter Oestmann, Prozesse aus Hansestädten vor dem Königs- und Hofgericht in der Zeit vor 1400, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 128 (2011), S. 114-168 (125-129).

ゆえ彼らの伝来の法的慣習 Rechtsgewohnheiten[16]によって決定したのであり、ローマ法や教会法によって決定したのではなかったのである。手続は口頭でなされた。とはいえ、帝国宮廷裁判所は多数の裁判文書を発行しており、それらは関与者に送付された。そのような裁判文書が狭義の判決と関係しているのか、そもそも両当事者がいたのかどうか、それともすべてがむしろ非公式にすすんだのか、といったことを決定するのは実のところ極めて難しい[17]。例えばある都市が、国王が以前に流通税免除を保証したにもかかわらず、その都市の商人がどこかで流通税を支払わねばならなかったということに関して苦情を述べたという場合、これを正式の法的争訟であるというのは困難である。この帝国宮廷裁判所は、その伝統的で非学識的な手続の進め方とともに、15世紀半ばまで存続した。国王フリードリヒ３世が1451年にこの裁判所を解体する。国王の直接的影響から脱しようとする、宮廷裁判官たちの試みがあったとも言われている。それゆえ国王がこの裁判所に関心を失ったということなのかもしれない。

Ⅲ．国王カンマー裁判所

というのも、既にこの時代には、国王とずっと密接に結びついた第二の帝国裁判所が存在していたのである。この第二の裁判所は、国王カンマー裁判所と呼ばれている[18]。かつては常に、この裁判所は1415年に設立された、と言われ

[16] 中世の法的慣習をめぐる議論について包括的には、Martin Pilch, Der Rahmen der Rechtsgewohnheiten. Kritik des Normensystemdenkens entwickelt am Rechtsbegriff der mittelalterlichen Rechtsgeschichte, Wien, Köln, Weimar 2009. この問題に関しては、また雑誌 Rechtsgeschichte 17 (2010), S. 15-90 誌上における論争も参照。

[17] 史料について最良の概観を提供するのは、Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Köln, Weimar, Wien 1986-2009: これまで１巻から15巻までが公刊されたが、ただし10巻がまだ欠けている。

[18] 概観として、Bernhard Diestelkamp, Artikel „Kammergericht, königliches“, in: HRG（注７）, Band II (2. Aufl. 2012), Sp. 1550-1553; 古い研究からは、Otto Franklin, Das Königliche Kammergericht vor dem Jahre 1495, Berlin 1871.

ていたが、おそらくその10年前から既に存在していた[19]。ここでは何度も国王がみずから裁判権を行使した。そして古い帝国宮廷裁判所とは違い、ここではまたローマ法の明らかな形跡が見られる。とりわけ1470年代以降、カンマー裁判所には固定された陪席裁判官が存するようになり、彼らの多くは既に学識法曹であった[20]。それゆえ、この裁判所における手続もまた変化した。学識的訴訟法の諸原則にはっきりと接近した、決定と訴訟形式が存在したのである。教会の領域において、この学識的訴訟は12世紀以来成立していた[21]。世俗領域では、イタリアの自治都市（コムーネ）がこの手続法を既に早くに受容していた[22]。国王カンマー裁判所で見られたのは、混合形態であった。一方では、書かれざる支配権や慣習的地位をめぐる口頭での争いがあり、他方では大学で勉強した弁護人による、正確なラテン語の専門概念とローマ法大全への明白な参照を伴ったよく練られた書面が存したのである[23]。

既に言及したように、このカンマー裁判所はそれぞれの国王その人に深く依

[19] これについて、今では、Diestelkamp, Gericht（注８）.

[20] J. Friedrich Battenberg, Königliche Kammergerichtsbarkeit im späteren 15. Jahrhundert, in: Rolf Lieberwirth/Heiner Lück (Hrsg.), Akten des 36. Deutschen Rechtshistorikertages Halle an der Saale 2006, Baden-Baden 2008, S. 525-543.

[21] 要約的叙述として、Knut Wolfgang Nörr, Romanisch-kanonisches Prozessrecht. Erkenntnisverfahren erster Instanz in civilibus, Berlin, Heidelberg 2012.

[22] この点については、論文集 Franz-Josef Arlinghaus/Ingrid Baumgärtner/Vinzenco Colli/Susanne Lepsius/Thomas Wetzstein (Hrsg.), Praxis der Gerichtsbarkeit in europäischen Städten des Spätmittelalters (Rechtsprechung. Materialien und Studien 23), Frankfurt am Main 2006 中の諸論文を参照。古典的な研究として、Woldemar Engelmann, Die Wiedergeburt der Rechtskultur in Italien durch die wissenschaftliche Lehre, Leipzig 1938.

[23] 新しい史料編纂として、Friedrich Battenberg/Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Die Protokoll- und Urteilsbücher des Königlichen Kammergerichts aus den Jahren 1465 bis 1480 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 44/I-III), 3 Teilbände Köln, Weimar, Wien 2004.

存していた。この点を、多くの帝国諸身分は問題だと感じたのである。15世紀には帝国改造をめぐる議論が始まっており、それは国王ないし皇帝の権力に限界を設け、特にその裁判権力„iurisdictio“を制限することを目標としていた[24]。とりわけマインツの選挙侯ベルトルト・フォン・ヘンネベルクが、国制改革を熱心に進めようとした。結果として、新国王マクシミリアン１世は1495年にこの計画に同意する。国王カンマー裁判所はそれゆえまったく別なように組織替えされ、同じ1495年に新たな裁判所規則を得た。この時点以降、それは研究によって帝国最高法院と呼ばれている[25]。

Ⅳ．帝国最高法院

実際、この切れ目を過小評価してはならない。裁判所はまず空間的に国王から分離された。この裁判所は君主の居所にあったことは一度もなく、たいていはむしろ余り重要でない都市に、最も長くはシュパイアー（1527年から1689年）とヴェツラー（1689年から1806年）にあった[26]。ここには、まさに裁判官の独立性の初期形態が見られるが、それは裁判所そのものが国王から引き離された

[24] 概観として、Adolf Laufs, Artikel „Reichsreform“, in: HRG（注15）, Band IV (1. Aufl. 1990), Sp. 732-739; Dietmar Willoweit, Deutsche Verfassungsgeschichte. Vom Frankenreich bis zur Wiedervereinigung Deutschlands, 6. Aufl. München 2009, S. 100-110.

[25] 帝国最高法院の成立については、Reinhard Seyboth, Kontinuität und Wandel. Vom mittelalterlichen Reichshofgericht zum Reichskammergericht von 1495, in: Ingrid Scheurmann (Hrsg.), Frieden durch Recht. Das Reichskammergericht von 1495 bis 1806, S. 68-74; また論文集 Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Das Reichskammergericht. Der Weg zu seiner Gründung und die ersten Jahrzehnte seines Wirkens (1451-1527) (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 45), Köln, Weimar, Wien 2003 中の諸論文も参照。古典的叙述として、Rudolf Smend, Das Reichskammergericht. 1. Teil: Geschichte und Verfassung, Weimar 1911 (ND Aalen 1965), S. 1-114.

[26] 裁判所の所在地に関しては、Jost Hausmann, Fern vom Kaiser. Städte und Stätten des Reichskammergerichts, Köln, Weimar, Wien 1995.

からなのである[27]。裁判所には裁判所長官 Kammerrichter が一人置かれていたが、彼はドイツ法の伝統に沿って、裁判権力を行使したものの、みずから判決を下すことはなかった。決定を下すためには、ラテン語で assessor と呼ばれた陪席裁判官がいた。彼らは帝国のさまざまな地方の出身であった。皇帝のみというわけでなく、基本的には諸身分がこれらの陪席裁判官を提案することができ、それは推薦 Präsentation と呼ばれていた[28]。諸身分はそのために帝国クライス[29]にまとめられていた。このようにして同時に、帝国最高法院の陪席裁判官が異なる法的慣習を知っているということが保証されるはずであった[30]。陪席裁判官の半数は貴族、あとの半数は学識法曹でなければならなかった。実務においては、両集団はやがて互いに融合していく。多くの貴族が大学の法学部を卒業し、他方で市民身分の法律家も一部は貴族化された。裁判官たちの他には書記局と、よく仕上げられた、しかし時とともにますます非実用的になった使者制度が存在した。裁判所はその召喚状や決定を郵便では送らず、独自の裁判所使者たちを維持しており、彼らは徒歩ないし騎馬で帝国中を行き来して

[27] Wolfgang Sellert, Richterliche Unabhängigkeit am Reichskammergericht und am Reichshofrat, in: Recht und Verfassung in Hessen. Vom Reichskammergericht zur Landesverfassung (Kleine Schriftenreihe zur hessischen Landeskunde 3), Wiesbaden 1995, S. 39-47; この論文は Okko Behrends/Ralf Dreier (Hrsg.), Gerechtigkeit und Geschichte. Beiträge eines Symposions zum 65. Geburtstag von Malte Dießelhorst, Göttingen 1996, S. 118-132 でも公刊されている。Sigrid Jahns, Das Reichskammergericht und seine Richter. Verfassung und Sozialstruktur eines höchsten Gerichts im Alten Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 26/I), Köln, Weimar, Wien 2011, S. 152.

[28] この点に関して、18世紀について包括的には、Jahns, Reichskammergericht（注27）, Band II, Teile 1-2.

[29] Winfried Dotzauer, Die deutschen Reichskreise in der Verfassung des Alten Reiches und ihr Eigenleben (1500-1806), Darmstadt 1989; derselbe, Die deutschen Reichskreise (1383-1806), Stuttgart 1998.

[30] Peter Oestmann, Rechtsvielfalt vor Gericht. Rechtsanwendung und Partikularrecht im Alten Reich (Rechtsprechung. Materialien und Studien 18), Frankfurt am Main 2002, S. 439-446.

いた[31]。

1．弁護士と代訴人

近世の学識的裁判所について特徴的であったのは、職業弁護人が弁護士 Advokaten と代訴人 Prokuratoren に分かれていたことである[32]。正式の弁護人強制は、帝国最高法院には存在しなかった。実務ではしかし、ほとんどすべての当事者が一人の代訴人を選んだが、彼は裁判所所在地に居を構え、書面を提出し、公開法廷 Audienz に姿を見せた[33]。これらの代訴人たちは訴訟能力があり、つまり彼らの訴訟行為は直接当事者に帰属した。中世の伝統に従って、代訴人は本来、大学で勉強する必要はなかった。彼らは大部分実務家で、ただ法廷に現れるだけであった。より困難な助言業務のためには、当事者たちはそれ

[31] 帝国最高法院の使者については、Wolfgang Sellert, Die Ladung des Beklagten vor das Reichskammergericht. Eine Auswertung von Kammerbotenberichten, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 84 (1967), S. 202-235; Ralf-Peter Fuchs, Mit Wissen und Willen der Obrigkeit. Reichsrepräsentation über die Reichskammergerichtsboten in der Mitte des 16. Jahrhunderts, in: Anette Baumann/Peter Oestmann/Stephan Wendehorst/Siegrid Westphal (Hrsg.), Reichspersonal. Funktionsträger für Kaiser und Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 46), Köln, Weimar, Wien 2003, S. 249-264; Eric-Oliver Mader, „Soldateske" des Reichskammergerichts. Das kammergerichtliche Botenwesen am Ende des Alten Reiches, ebenso S. 265-290.

[32] 概観として、Gerhard Buchda/Albrecht Cordes, Artikel „Anwalt", in: HRG（注７）, Band I (2. Aufl. 2008), Sp. 255-263.

[33] 帝国最高法院の弁護士については、Jürgen Weitzel, Anwälte am Reichskammergericht, in: Friedrich Battenberg/Filippo Ranieri (Hrsg.), Geschichte der Zentraljustiz in Mitteleuropa. Festschrift für Bernhard Diestelkamp zum 65. Geburtstag, Weimar, Köln, Wien 1994, S. 253-269; Andreas Klass, Standes- oder Leistungselite? Eine Untersuchung der Karrieren der Wetzlarer Anwälte des Reichskammergerichts (1603-1806) (Rechtshistorische Reihe 260), Frankfurt am Main 2002; Anette Baumann, Advokaten und Prokuratoren. Anwälte am Reichskammergericht (1690-1806) (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 51), Köln, Weimar, Wien 2006.

ゆえ更に弁護士を選任した。そうした弁護士の方は大学で学んだ法学識者であった。彼らは裁判所所在地に住んでいたのではなく、帝国全体に散在しており、それゆえ当事者にとっては個人的によりつかまえやすい存在であった。通常、弁護士は法請求者と内容的に協働し、彼らのために書面も起草した。それらの書面を、その後弁護士は、帝国最高法院で活動を許された代訴人に送った。代訴人は書面に署名したが、それ以外、内容とはごくわずかしか関係しなかった。しばしば帝国最高法院の代訴人は、同時に弁護士として活動を許された。そういったケースでは、したがって当事者たちはただ一人だけの法律家で用が足りたわけである。

2．史料

1495年から1806年までの300年余りから、70.000以上の訴訟書類が今日もなお残っている[34]。おそらくいくらか失われたものがあったと思われるので、手続の総数は100.000ほどになったであろう。規範的史料もまた、多数伝承されている[35]。1495年の最初の規則と並んで、1555年の重要な帝国最高法院規則があるが、これはアウクスブルクの宗教平和とともに公布された[36]。更にもう一つの帝国最高法院規則が1654年の最後の帝国議会最終決定に含まれていた[37]。このことは改めて、国制史と裁判所の歴史の密接な結びつきを強調している。

[34] 最新の概観は、Friedrich Battenberg/Bernd Schildt (Hrsg.), Das Reichskammergericht im Spiegel seiner Prozessakten. Bilanz und Perspektiven der Forschung (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 57), Köln, Weimar, Wien 2010, S. 415-427.

[35] 同時代の集成として、Georg Melchior von Ludolff, Corpus Juris Cameralis, das ist/ des Kayserlichen Cammer-Gerichts Gesetz-Buch, Frankfurt am Main 1724.

[36] 近代的なテクスト刊本は、Adolf Laufs (Hrsg.), Die Reichskammergerichtsordnung von 1555 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 3), Köln, Wien 1976.

[37] Arno Buschmann (Hrsg.), Kaiser und Reich. Verfassungsgeschichte des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation vom Beginn des 12. Jahrhunderts bis zum Jahre 1806 in Dokumenten. Teil II: Vom Westfälischen Frieden 1648 bis zum Ende des Reiches im Jahre 1806, 2. Aufl. Baden-Baden 1994, S. 180-273.

つまり、最も重要な訴訟法律は、同時に近世の最も重要な憲法法律の一部をなしていたのである。とはいえ周知のように、旧帝国では、法律を発するには比較的大きな困難があった。帝国の諸機関の仕事ぶりは遅々としており、宗派対立やその他の問題が立法を麻痺させた[38]。帝国最高法院はそれゆえ、みずからの訴訟法を更に形成していく可能性を持っていた。それは、いわゆる一般的通知 Gemeine Bescheide によって行われた。1497年と1805年の間に、帝国最高法院は330以上の一般的通知を出した[39]。これらの史料は、法律と裁判所の決定との間のグレーゾーンに属する。非常にきめ細かく、それらは３世紀を通じての訴訟法の連続と変化を示している。最後に帝国最高法院文献 Kameralliteratur が、帝国最高法院にとって特別な意味をもっている。既に16世紀半ば以来、数多くの裁判所構成員が法学的作品を公表しているが、それらは、裁判手続の諸問題や、しかしまた実体法の諸問題にも取り組んでいた[40]。つまり史料状況はきわめて良好なのである。

３．管轄

さて、この帝国最高法院の管轄はどうなっていたであろうか、裁判手続はそれぞれどんなふうに見えていたであろうか、そして裁判所はいかにしてその課題を果たしたのであろうか。

永久ラントフリーデにおける設立および成立と直接に結びついていたのは、ラントフリーデの維持について監視するという、帝国最高法院の任務であった。フェーデと独断的な自力救済は禁止され、紙の上ではお上が暴力を独占していた。それに違反した者は、告訴され得た。帝国最高法院には帝国の利益代表者、すなわち国庫官 Fiskal がおり、彼がそうした訴えを提起することができた[41]。

[38] Arno Buschmann, Artikel „Reichsgesetzgebung“, in: HRG（注15), Band IV (1. Aufl. 1990), Sp. 581-594.

[39] これについての史料刊本として、今では、Peter Oestmann (Hrsg.), Gemeine Bescheide. Teil I: Reichskammergericht 1497-1805 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 63/I), Köln, Weimar, Wien 2013.

[40] 同時代の概観として、Egid Joseph Karl von Fahnenberg, Litteratur des Kaiserlichen Reichskammergerichts, Wetzlar 1792.

[41] Björn Alexander Rautenberg, Der Fiskal am Reichskammergericht.

しかし直接被害を被った者もまた、相手が禁止されているような仕方で今なおフェーデを行ったということについて、苦情を申し立てることができた。独断的差し押さえと境界侵害は16世紀にもしばしば起きたが、しかしやはり後退していった。それゆえ歴史家たちは、近世における社会的紛争の法化を指摘している[42]。ラントフリーデについてのこうした特別管轄と並んで、帝国最高法院においては、一審の訴えと二審の訴えを区別しなければならない。

a）一審訴訟

一審として、帝国最高法院は帝国直属者に対するあらゆる訴訟を管轄した[43]。帝国直属とは、この場合の理解によれば、皇帝以外に更にいかなる領邦君主も上に持たないような帝国住民のことであった。誰がこの集団に属するかは、極めて論議の余地のある問題であった。領邦君主自身はそうした帝国直属者であったが、法的地位としての領邦支配は、明瞭とはとても言えないものであった。大きな領邦の場合は、話は明白であったかもしれない。選挙侯、強力な領邦の聖俗の支配者たちは、たいてい帝国の直接の封（レーン）受領者で、彼らの方でその領邦において „iurisdictio“ を行使していた。しかし旧帝国は見通しがきかないものであった。つまり、統一的領邦は存在せず、むしろ領邦君主たちはさまざまな比較的小さな地域における多数の支配権を束ねていたのである。これは同君連合と呼ばれている[44]。選挙侯であっても、このようにして、

Überblick und exemplarische Untersuchungen vorwiegend zum 16. Jahrhundert (Rechtshistorische Reihe 368), Frankfurt am Main 2008.

[42] Winfried Schulze, Bäuerlicher Widerstand und feudale Herrschaft in der frühen Neuzeit (Neuzeit im Aufbau 6), Stuttgart, Bad Cannstatt 1980, S. 76; Georg Schmidt, Geschichte des Alten Reiches. Staat und Nation in der Frühen Neuzeit 1495-1806, München 1999, S. 141.

[43] 展望に富み重要な文献として、やはり今日でも、Bernhard Diestelkamp, Das Reichskammergericht im Rechtsleben des 16. Jahrhunderts, in: derselbe, Recht und Gericht（注13）, S. 213-262; 概観として、Adolf Laufs, Artikel „Reichskammergericht“, in: HRG（注15）, Band IV (1. Aufl. 1990), Sp. 655-662 (659).

[44] Rudolf Hoke, Artikel „Personalunion“, in: HRG（注15）, Band III (1. Aufl. 1984), Sp. 1599-1607.

同時によそでは伯ないし世襲ヘルでありえた。それゆえ、帝国最高法院における一審訴訟は、被告の人身について、高い先例機能を持った。裁判所がそうした訴えを許されたものとして受理すれば、裁判所はそれにより被告の帝国直属性を承認したことになった。いくつかの修道院のような小聖界支配や都市はこのようにして、帝国直属としての承認を得ようと試みたのであった[45]。

ここで方法についてのコメントをしておこう。つまり、法史学は、かつて論議のあった法的立場のどれが現実の法的状態に対応していたのかを確認するという課題も、そもそもその可能性も持っていないのである。そうした事後包摂は歴史的に意味がない[46]。このことは同時に、法史を見る場合には、とりわけ法をめぐる争いが認識されるのであり、争われない法的状態が認識されるのではない、ということに通じる[47]。このことは特に、裁判と法実務の諸問題との取り組みについてあてはまる。それゆえ、ある帝国最高法院訴訟の当事者たちの間で、誰かが帝国直属かどうかが争われた場合、法史家は史料中にこの紛争を認識し、諸論拠を追体験して理解することができる。それに反して、問題の当事者が本当に帝国直属であったかどうかは、私が理解するような法史研究の対象ではない。この問題が非常に重要なのは、帝国最高法院がたいていの訴訟を判決によって決定しなかったからである。おおよそ４分の１のケースでのみ、最終判決が出された[48]。近世も遅くなってからも、裁判手続は多くの場合、法

[45] この点に関する個別研究として、Wolfgang Wüst, „… im flor der reichsohnmittelbarkeit.“ Die Zisterzienserabtei Ebrach zwischen Fürstendienst und Reichsfreiheit unter Abt Eugen Montag (1791-1802), in: Jahrbuch für Fränkische Landesforschung 57 (1997), S. 181-198; Bernhard Diestelkamp, Ein Kampf um Freiheit und Recht. Die prozessualen Auseinandersetzungen der Gemeinde Freienseen mit den Grafen zu Solms-Laubach, Köln, Weimar, Wien 2012.

[46] この問題についての態度表明として、Peter Oestmann und Franz-Stefan Meissel in: Michele Luminati/Ulrich Falk/Mathias Schmoeckel (Hrsg.), Mit den Augen der Rechtsgeschichte: Rechtsfälle - selbstkritisch kommentiert, Wien, Zürich 2008, S. 452-459.

[47] Peter Oestmann, Geistliche und weltliche Gerichte im Alten Reich. Zuständigkeitsstreitigkeiten und Instanzenzüge (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 61), Köln, Weimar, Wien 2012, S. 1, 716.

[48] Manfred Hörner, Anmerkungen zur statistischen Erschließung von

的状態を明確にするという目的を追求したのではおそらくなかった。まさに法的状態を明確にするというこのことが、およそ起こらなかったのである。いくつかのケースではそれどころか、最高裁判所は、一義的で明快な決定を下すことを拒んだのであった。

17世紀初めのミュンスターから、教示に富む例が伝わっている。ミュンスターは諸侯司教領で、聖界領邦であった。領邦君主は司教であったが、世俗的„iurisdictio“をも行使していた。さてここで、ミュンスター司教の判決に対して直接帝国最高法院に訴えてよいか、という点が争われた。多くの当事者は、ケルンへの強制的審級順序が存すると主張した。ケルンには、ミュンスター司教の上に位置する大司教がいた。この上下関係は、世俗的にも宗教的にも理解されうるものであった。この問題にどのように答えるかによって、ミュンスター諸侯司教領は独自の帝国直属領邦としての地位を失った。これは例えばケルン選挙侯の法的見解であった。彼は統一的領邦を建設し、その隣接領域をより大きな結合に組み込もうとしていた。この問題は、とりわけケルン選挙侯とミュンスター司教が同一人物であったために、興味深いものである。ケルン選挙侯は同君連合で同時にミュンスターをも支配していた。それゆえミュンスターの諸侯司教としての性質に関しては、逆にケルン選挙侯としてその権力を拡大できるのであれば、領邦君主にとって帝国直属性はほとんど意味がなかった。帝国最高法院の前で諸侯司教領の独自性を防衛しようとしたのは、ミュンスター司教領の世俗貴族たちであった。しかしシュパイアーの帝国最高法院は慎重な態度を示した。裁判所は、法院決定 Senatusconsultum、すなわち一般的拘束力ある決定を出したが、それは、ミュンスターから、ケルンの裁判所にも、帝国の裁判所にも上訴をなし得るというものであった。理論的にはこの二つの可能性は両立しないものであったが、実務においてはグレーゾーンが存在し、そ

Reichskammergerichtsprozessen, in: Anette Baumann/Siegrid Westphal/Stephan Wendehorst/Stefan Ehrenpreis (Hrsg.), Prozessakten als Quelle. Neue Ansätze zur Erforschung der Höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 37), Köln, Weimar, Wien 2001, S. 69-81における近似値を参照。この史料状況のもとで判決を再構成することがはらむ諸問題については、Peter Oestmann, Die Rekonstruktion der reichskammergerichtlichen Rechtsprechung des 16. und 17. Jahrhunderts als methodisches Problem, ebenda, S. 15-54.

こではミュンスターが帝国直属領邦であるかどうかは決して明らかにされなかったのである[49]。他の領邦からの数多くの例によっても、この印象を確認することができる。帝国最高法院における一審訴訟と言う場合、従って多くの曖昧な点が存在したのである。

比較的に広く認められていた点は多くなかったが、みずからの領邦君主を帝国最高法院で訴えるという臣民の可能性は、まさにその少ない点の一つであった[50]。領邦君主の帝国身分としての地位が認められていたならば、そうした訴えを許可することの妨げになるものはなかった。一つの重要な管轄の種類は、法拒絶と法遅滞 „iustitia denegata vel protracta“ に関するものであった。既に16世紀には、そして学識法の文献ではもっと早くに、司法保証請求権がすべての人に承認されていた。1356年の重要な国制法である金印勅書は既にこのことをはっきりと言明していた。自分の領邦を独自の国家へと拡大し、自分の裁判

[49] ミュンスターの事例については、Peter Oestmann, Der Streit um die Eigenständigkeit des Fürstbistums Münster als reichsunmittelbares Territorium, in: derselbe/Wilfried Reininghaus (Hrsg.), Die Akten des Reichskammergerichts. Schlüssel zur vormodernen Geschichte (Veröffentlichungen des Landesarchivs Nordrhein-Westfalen 44), Düsseldorf 2012, S. 57-63; Oestmann, Geistliche und weltliche Gerichte（注47）, S. 36-229, とりわけ100-103.

[50] Julia Maurer, Der „Lahrer Prozess“ 1773-1806. Ein Untertanenprozess vor dem Reichskammergericht (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit 30), Köln, Weimar, Wien 1996; Rita Sailer, Untertanenprozesse vor dem Reichskammergericht. Rechtsschutz gegen die Obrigkeit in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 33), Köln, Weimar, Wien 1999; Werner Troßbach, Soziale Bewegung und politische Erfahrung. Bäuerlicher Protest in hessischen Territorien 1648-1806 (Sozialgeschichtliche Bibliothek), Weingarten 1987; derselbe, Die Reichsgerichte in der Sicht bäuerlicher Untertanen, in: Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Das Reichskammergericht in der deutschen Geschichte. Stand der Forschung, Forschungsperspektiven (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 21), Köln, Wien 1990, S. 129-142; derselbe, „Gar herrlichen (…) zu lesen bei dem Zasio“ - Die Einbeziehung von Prozessen bäuerlicher Untertanen gegen ihre Obrigkeit in die Kameralliteratur, in: Battenberg/Schildt, Reichskammergericht（注34）, S. 63-91.

権を帝国の裁判所に対して隔絶しようという領邦君主の努力は、明白な限界を持っていたわけである。裁判権保持者がある特定の件について行為するのを拒絶する場合、彼がその個別ケースにおける裁判権力を失うということがありえた。その場合、裁判権力は帝国に復帰した。何か被害を受けた臣民は、彼らの領邦君主に対する当面の法的保護を請求することができた。しかし、領邦の司法が役に立たない場合、彼らはまた例外的に、帝国最高法院を一審としてそこで訴訟を遂行することができたのである。旧帝国の終焉まで、領邦君主に対するこの司法監視が存在していた。確かに1654年には手続の弱体化が生じたが、旧帝国の領邦は核心において、ヴェストファーレン平和の後もなお主権的ではなかった。というのも、まさにその最も重要な支配権であった „iurisdictio“ が、引き続き帝国のレーンないしレガリアでしかなく、法的コントロールに服していたからである。そうした帝国最高法院の管轄の象徴的な意味を、過小評価するべきではない。帝国の舞台でみずからの臣民によって訴えられるというのは、多くの領邦君主にとって極めて遺憾なことでありえた。それゆえ、法拒絶で訴えられるという可能性からだけでも、過小評価されるべきでない規律効果が生じた。その際、期間は驚くほど短くとられていた。すなわち、誰かが裁判所に訴えを提起した場合、その者は裁判所が４週間以内に行動するよう求める権利を持っていた。さもなければ、既に司法遅滞のケースということになったのである[51]。

b）二審訴訟

[51] この点に関して詳しくは、Peter Oestmann, Rechtsverweigerung im Alten Reich, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 127 (2010), S. 51-141; 古い研究からは Kurt Perels, Die Justizverweigerung im alten Reiche seit 1495, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 25 (1904), S. 1-51; 近世の領邦を視野に入れた研究として、Stefan Andreas Stodolkowitz, Rechtsverweigerung und Territorialjustiz, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 131 (2014),（刊行予定）; 中世における起源については、Steffen Schlinker, Rechtsverweigerung nach mittelalterlichen Rechtsquellen, in: Ulrike Müßig (Hrsg.), Ungerechtes Recht, Tübingen 2013, S. 67-99.

一審としての手続[52]と並んで、帝国最高法院にはまた上訴手続も存在した[53]。上訴訴訟という大きなグループが、ここでは問題になる。中世の非学識的な法におけるのとは違って、学識法はまったく別の考慮の上に成り立っていた。そこには大学で学んだ法律家がおり、彼らは法源への包摂によって事案を解決した。彼らの決定は、正しいことも、また間違っていることもありえた。そしてまさにそれゆえに、そうした裁判所の判決を審査するという可能性が存在した。このことが、既に中世イタリア法[54]および教会の分野[55]において、上訴の核心であった。上訴を提起するにあたって、上訴者は、下級の裁判所が「悪しき判決をした」として、下級裁判所を非難した。このようにして、普通法の上訴は、非学識的な法から知られていた判決非難と、常になにがしか結びついたままだったのである。裁判官がある事案を不正に決定したという、裁判官自身に対する非難も、常に余韻を響かせていたわけである。ドイツでは、この学識的上訴は、世俗分野については15世紀の半ば以降、その存在が立証される[56]。上訴

[52] 手続法のすぐれた規範史的再構成として、Bettina Dick, Die Entwicklung des Kameralprozesses nach den Ordnungen von 1495 bis 1555 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 10), Köln, Wien 1981.

[53] ヨーロッパのさまざまな裁判所についての概観として、Leopold Auer/Eva Ortlieb (Hrsg.), Appellation und Revision im Europa des Spätmittelalters und der Frühen Neuzeit (Beiträge zur Rechtsgeschichte Österreichs 3/I), Wien 2013; 特に帝国最高法院に関して、Jürgen Weitzel, Der Kampf um die Appellation ans Reichskammergericht. Zur politischen Geschichte der Rechtsmittel (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 4), Köln, Wien 1976.

[54] Wiesław Litewski, Der römisch-kanonische Zivilprozeß nach den älteren ordines iudiciarii, Krakau 1999, S. 490-524; Susanne Lepsius, „Dixit male iudicatum esse per dominos iudices.“ Zur Praxis der städtischen Appellationsgerichtsbarkeit im Lucca des 14. Jahrhunderts, in: Arlinghaus/Baumgärtner/Colli/Lepsius/Wetzstein, Praxis（注22）, S. 189-269.

[55] Jürgen Weitzel, Artikel „Appellation“, in: HRG（注７）, Band I (2. Aufl. 2008), Sp. 268-271(268); Anton Morhard, Die gerichtliche Berufung im kanonischen Recht (Adnotationes in ius canonicum 1), Frankfurt am Main 1995.

[56] Bernhard Diestelkamp, Die Durchsetzung des Rechtsmittels der Appellation im weltlichen Prozeßrecht Deutschlands (Akademie der Wissenschaften und der Literatur. Abhandlungen der geistes- und sozialwissenschaftlichen Klasse 1998

訴訟において帝国最高法院はそれゆえ、地方の裁判所の判決を、それが正当に出されたものかどうか、という点に関してチェックする可能性を持ったわけである。訴訟が許されるための前提は、領邦における裁判の手段を尽くしたということであった。文献の中には、近世においてすべての争訟について三つの裁判審級を利用しうるという請求権が存在した、と主張しているものもある。しかしこれは正しくない。拘束力のある約束事としては、この保証はようやく1815年以後、民事案件について存在するようになった[57]。それ以前の時代には、状況は領邦毎に異なった様相を呈していた。帝国裁判所による領邦君主の判決の審査は、領邦君主の視点から見ると、彼らの „iurisdictio“ の弱体化を意味していた。独自の国家になろうとする領邦の努力は、帝国によるコントロールから出来るだけ広く解放されたような、独自の個別裁判制度を建設するということと密接に結びついていたのである。

c）アクセス制限としての上訴特権

実務では、旧帝国の最上級裁判所への上訴を制限するさまざまな可能性を、領邦君主が持っていた。そのための法的な道具立ては特権であった。ラテン語で、不上訴特権 privilegia de non appellando と呼ばれる[58]。裁判権についての特権は、これとは異なる形で既に中世に存在していた。多くの領邦君主は既に14世紀以降、裁判籍特権 Gerichtsstandsprivileg を持っていた。そこでは、領

Nr. 2), Stuttgart 1998.

[57] この点に関して、今では、Thorsten Süß, Das beneficium trium instantiarum. Eine Streitschrift aus Paderborn am Reichskammergericht, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 130 (2013), S. 381-405.

[58] Ulrich Eisenhardt, Die kaiserlichen privilegia de non appellando (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 7), Köln, Wien 1980; ヨーロッパ規模の概観として、Barbara Dölemeyer/Heinz Mohnhaupt (Hrsg.), Das Privileg im europäischen Vergleich (Ius Commune. Sonderhefte 93 und 125), 2 Bände, Frankfurt am Main 1997/1999; 特権についての数多くの考察はまた以下の論集にも見出される。Heinz Mohnhaupt, Historische Vergleichung im Bereich von Staat und Recht. Gesammelte Aufsätze (Ius Commune. Sonderheft 134), Frankfurt am Main 2000, とりわけ S. 73-93, 275-294, 295-348, 371-399.

邦外の裁判所に訴えを起こし、あるいはそこで応訴することが、すべての臣民に禁止されていた。この特権は上訴とは結びついておらず、みずからの臣民に対する領邦君主の裁判権力を根本的に強化するものであった[59]。1356年の金印勅書以来、しかしより強くは15世紀以来、そうした裁判籍特権は、いわゆる不移管特権の方向にシフトしていく。今や中心になったのは、法的紛争が既に領邦で係属している場合に、それらを国王の裁判所で扱うことを、国王ないし皇帝に禁止するという点であった。この移管は当初聖界選挙侯領について禁止され、その後世俗選挙侯領、更に他の領邦についても禁止された[60]。とはいえ、特殊近世的なヴァリアントは、不上訴特権、技術的意味での privilegium non appellando であった。この特権において領邦君主は、その臣民が領邦君主の裁判所の一定の最終審判決に対して帝国裁判所に上訴を提起することは認められない、という保証を得た。これらの特権には、厳しさにおいて二種類、つまり制限特権と無制限特権があった。制限特権は、限定的な上訴禁止であった。非常にしばしば、限定は、争われた価値の制限と関係していた。法的争訟に敗れた者は、争われた額が一定の最低額を超えた場合にのみ、上訴を提起することができた。一部では、一定の分野もまた、上訴を提起する可能性から除かれた。しばしば、近世のポリツァイ事項、つまり人間のよき共生、福祉、お上による配慮に関係したすべての問題が、これに該当した[61]。ツンフト紛争、つまり基本的に手工業者法の諸問題も、非常にしばしば上訴不可とされた[62]。これらの

[59] Friedrich Battenberg, Die Gerichtsstandsprivilegien der deutschen Kaiser und Könige bis zum Jahre 1451 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 12/I-II), Köln, Wien 1983.

[60] Ulrich Eisenhardt, Die Rechtswirkungen der in der Goldenen Bulle genannten privilegia de non evocando et appellando, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 86 (1969), S. 75-96; derselbe, Artikel „Jus evocandi", in: HRG（注７）Band II (2. Aufl. 2012), Sp. 1462-1465.

[61] Karl Härter, Das Reichskammergericht als „Reichspoliceygericht", in: Battenberg/Ranieri, Geschichte（注33）, S. 237-252.

[62] Philipp Nordloh, Kölner Zunftprozesse vor dem Reichskammergericht (Rechtshistorische Reihe 370), Frankfurt am Main 2008, 特に S. 90-92, 99-103, 247-252.

制限不上訴特権と並んで、更に無制限不上訴特権があった。そうした特権が存在する場合、領邦の住民には、どのような事項に関するものであれ、領邦裁判所の判決に対して上訴を提起する可能性はまったくなかった。

ある領邦が不上訴特権を持っていたかどうか、不上訴特権がどれほど包括的に組み立てられていたかどうかは、基本的に、領邦君主の政治的強さと、彼が帝国諸機関に対してどれほど巧妙に交渉したかに依存していた。嚆矢となったのは、ザクセンとブランデンブルクという世俗選挙侯領であった。それらは既に16世紀に、無制限の上訴禁止を引き合いに出した[63]。これらの領邦はそれを1356年の金印勅書にある保証で根拠付けた。これは歴史的には極めて問題のある主張であった。というのも、1356年にはそもそも世俗分野で上訴というものがまだ存在していなかったからである[64]。しかし政治的には、選挙侯たちは成功をおさめた。ザクセンとブランデンブルクからは、ごくわずかの上訴しか帝国最高法院にあがってこなかった[65]。これらの領邦の裁判上の自律性は、つまり特に大きかったのである。ケルン、マインツ、トリーアという聖界選挙侯領は、16世紀には、驚くべきことに無制限不上訴特権を主張しなかった。それらが無制限不上訴特権を有するには、17世紀半ばまで、１世紀以上かかったのである[66]。たいていのその他の比較的大きな領邦と、また多くの小領邦は、制限不上訴特権を有していた。そうした特権が法律なのか契約なのかという点は、同時代の法学文献において常に争われ続けた。実際これらの特権は皇帝によってそれぞれの受領者に与えられ、皇帝が代替わりすると、たいてい新たに発行された。それゆえ250年以上の間に、不上訴特権の５ないし６の異なる証書が、同一の領邦について存在するということがありえたのである。多くの領邦君主は手腕を発揮して、特権の新規発行の際に、上訴禁止の範囲をますます拡張してもらっていた。このようにして、旧帝国の裁判所で法的保護を見いだすとい

[63] Heiner Lück, Die kursächsische Gerichtsverfassung 1423-1550 (Forschungen zur deutschen Rechtsgeschichte 17), Köln, Weimar, Wien 1997, S. 35-42.

[64] Diestelkamp, Durchsetzung（注56）; Oestmann, Prozesse aus Hansestädten（注15）, S. 117-118.

[65] Battenberg/Schildt, Reichskammergericht（注34）, S. 423: ブランデンブルクについてはベルリン・ダーレムに87の書類が伝来する。S. 424: ザクセンについてはドレスデンに85の書類が伝来する。

[66] Oestmann, Geistliche und weltliche Gerichte（注47）, S. 64.

う臣民の可能性は、ますます制約されていったのである。

とはいえ、不上訴特権について語る際に、もしも帝国裁判権にとっての不利だけを強調するなら、それは近視眼的というものであろう。つまり、領邦君主が不上訴特権を享受するに至ろうとするならば、彼らが彼らの側でもたらさねばならなかったような、重要な反対給付が存在したのである。帝国裁判所への上訴が除外される程度に応じて、領邦は逆に独自の上訴・上級上訴裁判所を設立しなければならなかった。領邦君主の上級裁判所は、それ自体、その裁判制度と手続規則が基本的に帝国最高法院規則の規定に対応するように、組織されることが必要とされた。帝国の側から見ると、特権は確かに帝国裁判所の裁判管轄を弱めたが、同時に裁判制度全体の統一化に貢献したのである。この関連を明らかにする例は数多くある。例えば、スウェーデンは1648年後の時代には30年戦争の戦勝国の一つで、同君連合の形でスウェーデン王国は、ブレーメン・フェルデン大公領、ハンブルクの大司教座聖堂参事会、ヴィスマールとフォアポンメルンの支配権といった、いくつかのドイツの領邦を保有していた。ヴェストファーレン平和条約で、スウェーデンはこれらのドイツの諸領域について無制限不上訴特権を獲得した。ドイツ・スウェーデン領域の臣民は、それゆえもはや帝国最高法院に上訴を提起することができなかった。その代わりに、スウェーデン王国は、新しい上級裁判所、すなわちヴィスマールの上級裁判所 Tribunal を設立した[67]。1653年には壮麗な開所式が行われる[68]。ヴィスマールの

[67] 展望に富んだ論文集として、Nils Jörn/Bernhard Diestelkamp/Kjell Åke Modéer (Hrsg.), Integration durch Recht. Das Wismarer Tribunal (1653-1806) (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 47); 古典的な研究として、Kjell Åke Modéer, Gerichtsbarkeit der schwedischen Krone im deutschen Reichsterritorium. Band 1: Voraussetzungen und Aufbau 1630-1657 (Skrifter utgivna av Institutet för Rättshistorisk Forsnink grundat av Gustav och Carin Olin. Serien I. Rättshistorisk Bibliotek 24), Stockholm 1975; 裁判書類の目録として、今では、Nils Jörn (Bearb.), Inventar der Prozeßakten des Wismarer Tribunals (Findbücher, Inventare und kleine Schriften des Archivs der Hansestadt Wismar I),（今までのところ）8 Bände Wismar 2008-2011; Beate-Christine Fiedler (Bearb.), Akten des Schwedischen Tribunals zu Wismar im Niedersächsischen Landesarchiv - Staatsarchiv Stade - Herzogtümer Bremen und Verden, 1653-1715 (Veröffentlichungen der Niedersächsischen Archivverwaltung. Das Niedersächsische Landesarchiv und

上訴裁判所は優秀な法律家によって占められていた。その初代の副所長には、パンデクテンの現代的慣用の最も有名な法律家の一人であったダーフィット・メウィウスが就任し、1670年に死ぬまでその職にあった[69]。半世紀後に、非常によく似たことが起きた。ブラウンシュヴァイク・リューネブルクの領邦君主は、イングランド王位獲得の見込みを得ることに成功した。この新しい権力的地位にあって、彼らは、ドイツにおけるみずからの領邦を選挙侯領に格上げしようと精力を注ぐ。この試みは1689年に成功し、ハノーファーは選挙侯領として認められた。今や新しい選挙侯領は、1711年に、ツェレに独自の上級上訴裁判所 Oberappellationsgericht を設立する。引き続き、無制限不上訴特権に関する皇帝宮廷との交渉が始まり、数年かかったが、1716年には完了した。ツェレの上級上訴裁判所の判決に対しては、以後旧帝国の裁判所への上訴はもはや許されなくなった。17世紀のヴィスマールの上級裁判所と同様、18世紀にはツェレの上級上訴裁判所は、最も名声あるドイツの裁判所の一つになった[70]。数多くの不上訴特権による帝国裁判権の弱体化はそれゆえ同時に、専門家によって組織された上級裁判所が、帝国の全領域に面的に浸透するという結果をもたらした。そうしたいと思えば、この点で、今日にまで至る連続線を引くこともできるであろう。近世に設立された領邦君主の上級上訴裁判所の大部分は、1879

seine Bestände 3), 2 Teile Hannover 2012.

[68] Hans Hattenhauer, Zum Gründungszeremoniell des Tribunals in Wismar AD 1653, in: Jörn Eckert/Pia Letto-Vanamo/Kjell Å. Modéer (Hrsg.), Juristen im Ostseeraum. Dritter Rechtshistorikertag im Ostseeraum S. 20.-22. Mai 2004 (Rechtshistorische Reihe 342), Frankfurt am Main 2007, S. 45-67.

[69] 多層的な接近として、Nils Jörn (Hrsg.), David Mevius (1609-1670). Leben und Werk eines pommerschen Juristen von europäischem Rang (Schriftenreihe der David-Mevius-Gesellschaft 1), Hamburg 2007; 更に詳しい最新の研究情報は http://www.davidmeviusgesellschaft.de/ のインターネットサイトが提供している。

[70] Peter Jessen, Der Einfluß von Reichshofrat und Reichskammergericht auf die Entstehung und Entwicklung des Oberappellationsgerichts Celle (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Neue Folge 27), Aalen 1986; Stefan Andreas Stodolkowitz, Das Oberappellationsgericht Celle und seine Rechtsprechung im 18. Jahrhundert (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 59), Köln, Weimar, Wien 2011.

年以降、ドイツの高等裁判所として存続している[71]。裁判権の組織化は、今日のドイツの基本法のもとでも、今なお州（ラント）の管轄事項であって、連邦のそれではないのである。

不上訴特権の気前よい授与を帝国裁判権の弱体化の視角からのみ見るのは、なお別の理由からも、早計というものであろう。帝国最高法院は、しばしば、計画として予定されていたよりも少ない陪席裁判官しか持っていなかった。18世紀も遅くになるまで、例えば25のポストのうち18しか埋まっていなかった[72]。それゆえ裁判所は仕事量をほとんどこなせなかったのである。これに、上訴を処理する際の著しく大きな時間消費量が加わった。多くの当事者は、上訴手続において、ただ一審の手続を審査してもらうというだけでは、すませなかった。そうではなくて、彼らは、包括的に新しい事情を申し立てたのである。帝国最高法院は、難しい法的問題に加えて、しばしば、非常に時間のかかる証拠調べまでして、事情を新たに調べることもしなければならなかった。1654年の最後の帝国議会最終決定は、この点について、非常に誤解を招きやすい妥協定式を含んでいた。帝国最高法院に新たな事情を提起するには、自分は関係のある事実を既に一審訴訟の間に知っていたが、当時はそれが事案について決定的でありうるとは考えなかった、と上訴者が強調すれば、それで十分であった。このことは容易に、紛争が拡大し弁護人の書面がふくれあがるという結果をもたらしえたのである[73]。

私は一度、1756年のボリュームのある上訴訴訟を解釈したことがある。そこ

[71] 1879年10月１日、裁判所構成法が発効したが、この法律は上級上訴裁判所を高等裁判所に変えた。この点に関して、Kern, Geschichte（注３）, S. 93-126; リューベックの例について、Katalin Polgar, Das Oberappellationsgericht der vier freien Städte Deutschlands (1820-1879) und seine Richterpersönlichkeiten (Rechtshistorische Reihe 330), Frankfurt am Main 2007, S. 155-157.

[72] Smend, Reichskammergericht（注25）, S. 239; Oestmann, Gemeine Bescheide I（注39）, S. 744-745, 750-751.

[73] この点に関しては、同時代の論文Ludolf Hugo, Vom Missbrauch der Appellation, übersetzt von Bernd-Lothar von Hugo (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 62), Köln, Weimar, Wien 2012 および同書の序論 Peter Oestmann, Ludolf Hugo und die gemeinrechtliche Appellation, S. 1-43 を参照。

ではある帝国最高法院陪席裁判官が、報告者として、彼の同僚のために、事情と紛争の状態を要約する課題を負っていた。そのために彼は、一件書類の抜粋と報告書を作成したのだが、報告者がこの要約を読み上げるだけで４日もかかったのである[74]。上訴はまったく骨の折れる仕事であった。それゆえ帝国の立法者は、何度もすべての領邦に、たとえそれらが明示的な特権を持っていなくても、上訴制限を認めた。そうした価額制限によって、帝国最高法院の仕事量を少しばかりコントロールすることができた。帝国裁判所が経済的にまったく重要でない瑣事にかかずらわることも、同時に阻止されえたわけである。他方で領邦にとっては、そうした価額制限は常に、自律的裁判権力の増大を意味した。

d）刑事事件についての限定された管轄

ただ論述を完全にするためだけに、上訴と上訴禁止に関するすべての規則は民事事件にのみ関係していたということを、指摘しておこう。つまり臣民同士の紛争だけが、そこでは問題であったのである。刑事訴訟においては上訴が禁止されるという、古くから根を下ろした普通法上の原則が存在した。これは、糺問訴訟においては、特によくわかる話である。そこでは、お上の裁判所が職権で容疑者を追求した。容疑者が自白して責任を認めた場合、上訴はいわばその意味を失った。自由な証拠評価は存在していなかった。みずからの自白を認めない者は、ただ正当な刑罰から逃れようとしているだけのように見えた。1530年の帝国議会最終決定では、刑事事件においては帝国裁判所への上訴は禁止されるということが、明示的に定められている[75]。百年余り後に、刑事事件

[74] Peter Oestmann (Hrsg.), Ein Zivilprozeß am Reichskammergericht. Edition einer Gerichtsakte aus dem 18. Jahrhundert (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 55), Köln, Weimar, Wien 2009, S. 572-576.

[75] Wolfgang Sellert, Über die Zuständigkeitsabgrenzung von Reichshofrat und Reichskammergericht insbesondere in Strafsachen und Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Neue Folge 4), Aalen 1965, S. 73-97; Christian Szidzek, Das frühneuzeitliche Verbot der Appellation in Strafsachen. Zum Einfluß von Rezeption und Politik auf die Zuständigkeit insbesondere des Reichskammergerichts

における上訴禁止を強化し確立したのは、ザクセンの法学識者ベネディクト・カルプツォフであった[76]。ちなみに、この点、ヨーロッパの伝統はさまざまに異なっている。例えばフランスでは、上訴はしばしば刑事事件でも可能であった。地方の法院があり、刑事事件でも、そこから上位の法院へ、更にパリの高等法院に至るまで上訴することが可能であった。いくつかのフランスの地方では、刑事事件の30％で、そうした上訴が行われたはずである[77]。これは、ドイツではまったく考えられなかったであろう割合である。

４．手続の種類

ａ）無効の訴え

刑事事件については、しかし、特別な上訴手段があり、何人かの原告は、存在する上訴禁止を回避するために、民事事件においても、これを用いた。ラテン語で querela nullitatis という無効の訴えである[78]。ここでは、領邦の裁判判決をその適法性の点で審査してもらうことはできなかった。そうではなくて、手続の瑕疵をとがめる可能性が存したのである。これはやはり、地方の裁判権に対する帝国の法的監視を強めるものであった。各々の裁判所は、強制力のある手続諸原則を尊重せねばならず、その訴訟を恣意的にすすめてはならなかった。重大な手続の瑕疵があれば、無効ということになった。そのような場合、帝国最高法院は下級裁判所の判決を破棄し、手続を無効と宣言し、再度の審理のために事案を領邦へ差し戻した。刑事事件ではこのようにして、違法な拷問や搾り取られた自白を無効と宣言させる可能性が存したのである。民事事件で

(Konflikt, Verbrechen und Sanktion in der Gesellschaft Alteuropas. Fallstudien 4), Köln, Weimar, Wien 2002.

[76] Ulrich Eisenhardt, Deutsche Rechtsgeschichte, 5. Aufl. München 2008, Randnr. 400.

[77] Alfred Soman, The Parlement of Paris and the Great Witch Hunt (1565-1640), in: Sixteenth Century Journal IX/2 (1978), S. 31-44; Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle, 2. Aufl. Paris 2006, § 112, S. 220.

[78] Peter Oestmann, Hexenprozesse am Reichskammergericht (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 31), Köln, Weimar, Wien 1997, S. 63-73.

も、何人かの原告は同様に、領邦裁判所の判決に対して無効の訴えを起こした。こうしたケースで不上訴特権があれば、訴訟の相手方は通常、告訴者に対して、彼がただ上訴禁止をかいくぐろうとしているだけだと非難した。普通訴訟法はそれゆえ、上訴と結びつけられるべきであるような、付随的な無効の訴えというものを考えていた。したがって、実質的および形式的な違法をともに主張するということが、ここでは問題であったのである。一方の当事者が、排他的な無効の訴えに限定し、手続違背だけをとがめる場合、そうした訴えが許されるかどうか、いつも大きな議論があった。

b）命令訴訟

実務においては、ここで描写したすべての訴訟の種類について、一つ大きな問題があった。すなわち、帝国最高法院は、たいていの係属した訴訟を正式の終局判決によって決定していたわけではなかったのである。何について争うのであれ、原告が本当に最高裁判所の決定を得ようと努めるならば、彼がそれを得ることになるかどうかは、まったく不明であった。それゆえ、当面の法的保護という道をとって旧帝国の最高裁判所に救済を依頼するという可能性が存在した。これは命令手続 Mandatsverfahren と呼ばれていた[79]。この手続の種類は、中世の教皇と、カトリック教会の最高裁判所であったローマの教皇庁裁判所 Rota Romana の回答手続にさかのぼるものであった[80]。帝国最高法院では、命令手続は略式訴訟で、そこでは急ぐ必要がある場合相手方の聴取なしに暫定的な措置をとることができた。そうした暫定措置は命令 Mandat と呼ばれた。この手続様式は著しい利点を提供するものであった。一つには、手続全体が裁判所の決定により開始した。それゆえ長年待って、そのあげくにまったく判決が出ないことがわかる、などということがなかったのである。とりわけ急ぎの案

[79] Manfred Uhlhorn, Der Mandatsprozess sine clausula des Reichshofrats (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 22), Köln, Wien 1990（帝国最高法院の正規訴訟 Kameralprozess にも関連する）; Manfred Hinz, Artikel „Mandatsprozeß“, in: HRG（注15）, Band III (1. Aufl. 1984), Sp. 232-240.

[80] Ernst Pitz, Papstreskript und Kaiserreskript im Mittelalter (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts in Rom 36), Tübingen 1971; Hans-Jürgen Becker, Artikel „Mandat“ in: HRG（注15）, Band III (1. Aufl. 1984), Sp. 230-232.

件をこのようにして、ややこしくない形で帝国裁判所に持ち出すことができた。暫定的な法的保護は、民事法上の占有争いにおいても[81]、暴力と自力救済を妨げるのに役立った。このようにして、所有権の問題を議論せずにすんだのである。ドイツの詩人ヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテは、1770年代に実務修習生として帝国最高法院で働いていたが、帝国最高法院のこの指導機能を高く評価した。ゲーテによれば、あらゆる欠陥にもかかわらず、この裁判所は急を要する事案をそうでない案件から区別しており、独断的な暴力は命令によってすみやかに押さえ込まれた。それに対して、誰かがある物を正当に持っているのかどうかということは、帝国の視点からはそれほど解決に急を要しないような問題と見えたのである[82]。

Ⅴ．帝国宮内法院

帝国最高法院に関するこれまでの論述は、非常に法律家的で技術的に見えるが、それはまったくそのとおりなのである。帝国最高法院は、その時代においては、広く分化した裁判所であったが、その本来の中核的活動以外にその他の業務を処理するという必要はなかった。この点が、帝国最高法院を、近世における帝国の第二の最高裁判所、帝国宮内法院から区別していた。法史研究は、帝国宮内法院を神聖ローマ帝国の第二の最高裁判所と呼ぶことに慣れてきた。しかしこれは誤解を招くものである。帝国宮内法院はいつも同時に、皇帝の中央助言機関でもあった。それゆえ帝国宮内法院は皇帝の居所から分離されず、皇帝に深く結びついていた[83]。裁判活動は、助言業務の中から徐々に析出して

[81] 以下の博士論文は余り役に立たない。Jessica Jacobi, Besitzschutz vor dem Reichskammergericht. Die friedenssichernde Funktion der Besitzschutzklagen am Reichskammergericht im 16. Jahrhundert, dargestellt anhand von Kameralisten (Rechtshistorische Reihe 170), Frankfurt am Main 1998; この点、Peter Oestmann, in: Ius Commune 26 (1999), S. 408-411の書評も参照。

[82] Johann Wolfgang Goethe, Aus meinem Leben. Dichtung und Wahrheit, hrsg. von Walter Hettche (Reclams Universal-Bibliothek 8718), Stuttgart 1991, 3. Teil, 12. Buch, S. 565.

[83] 外的歴史について包括的には、Oswald von Gschließer, Der Reichshofrat. Bedeutung und Verfassung, Schicksal und Besetzung einer obersten Reichsbehörde

きたので、いつから帝国宮内法院が存在したのかを言うのは困難でさえある。多くの学者は、1497/98年のマクシミリアン１世の宮廷規則を始まりの年代としてあげている。しかし最初の正式な帝国宮内法院規則は、ようやく1550年にできたのである[84]。帝国宮内法院によってローマ・ドイツ皇帝は、最高の支配権としてのその裁判権力を再び拡大することに成功した。帝国最高法院は、純粋な裁判所として、明らかに諸身分の方を強化した。それに対して帝国宮内法院は、皇帝の政治的･裁判官的権力を体現していた。それゆえ帝国宮内法院は、遅くとも1590年以後は、帝国最高法院よりも政治的には強力になった[85]。帝国宮内法院が裁判所として活動する限りでは、帝国宮内法院規則は、帝国最高法院規則を補充的に効力を有するものとして参照していた。しかし全体として、帝国宮内法院における手続は、帝国最高法院におけるそれよりも自由で、早くから帝国最高法院におけるそれほど形式的ではなかった[86]。ある事案、ラテン語でいうところの „causa“ において、それが法的な争いなのか政治的な対立な

von 1559 bis 1806 (Veröffentlichungen der Kommission für neuere Geschichte des ehemaligen Österreich 33), Wien 1942; 概観として、Peter Moraw, Artikel „Reichshofrat“, in: HRG（注15）, Band IV (1. Aufl. 1990), Sp. 630-638.

[84] すべての帝国宮内法院規則の近代的史料編纂として、Wolfgang Sellert (Hrsg.), Die Ordnungen des Reichshofrates 1550-1766 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 8/I-II), Köln, Wien 1980/1990.

[85] 1590年頃は同時に帝国最高法院の最盛期でもあった。当時ほど多くの訴訟が行われることは、その後二度となかった。Filippo Ranieri, Recht und Gesellschaft im Zeitalter der Rezeption. Eine rechts- und sozialgeschichtliche Analyse der Tätigkeit des Reichskammergerichts im 16. Jahrhundert (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 17), Köln, Wien 1985, Teilband 1 S. 130.

[86] 手続について一般的には、Wolfgang Sellert, Prozeßgrundsätze und Stilus Curiae am Reichshofrat im Vergleich mit den gesetzlichen Grundlagen des reichskammergerichtlichen Verfahrens (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Neue Folge 18), Aalen 1973; 形式に関しては、Eva Ortlieb, Das Prozeßverfahren in der Formierungsphase des Reichshofrats (1519-1564), in: Peter Oestmann (Hrsg.), Zwischen Formstrenge und Billigkeit. Forschungen zum vormodernen Zivilprozeß (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 56), Köln, Weimar, Wien 2009, S. 117-138.

のかを、決められないこともしばしばである。結果として、帝国宮内法院は帝国最高法院以上に正式の判決を避けようとした[87]。帝国宮内法院の管轄は、基本的に帝国最高法院のそれと同じであった。それゆえそれぞれの原告は、事案を皇帝宮廷に係属させるか、帝国最高法院に係属させるかを選ぶことができたのである。数の面でも、やはり同じくらいである。帝国宮内法院からは70.000から100.000のケースが伝わっている[88]。これはだいたい帝国最高法院と同じくらいで、おそらくもう少し多いかもしれない。しかし、一つの点においては、はっきりした違いがあった。帝国宮内法院は、数多くの事案を委員会 Kommission によって解決しようと努めた[89]。委員 Kommissar として、帝国宮内法院は、空間的に争う当事者の近くにいた帝国諸身分や領邦君主に、任務を託した。彼らの方では、それから、更に下位の委託者を任命し、この人達はたいてい大学で学んだ法律家であったが、現地で当事者達と話し、彼らを和解手続に招いた。手続の目標は、今なお極めて著しい程度に、当事者の合意を再建することにあった。帝国宮内法院自体は皇帝宮廷にあったとはいえ、委員たちを通じて帝国宮内法院は間接的に、多くの領邦において現在していた。帝国裁判権のこの形式は、領邦においても難なく気付かれうるものであった。既に述べた上訴特権は、

[87] これは既に Sellert, Prozeßgrundsätze（注86）, S. 341のテーゼであった。

[88] 関係書類はここ数年来解明され、近代的な目録によってアクセスできるようになっている。Wolfgang Sellert (Hrsg.), Die Akten des Kaiserlichen Reichshofrats. Serie I: Alte Prager Akten,（今までのところ）3 Bände, Berlin 2009/2012. Serie II: Antiqua,（今までのところ）1 Band, Berlin 2010; 更なる情報は www.reichshofratsakten.de. を参照。

[89] Eva Ortlieb, Im Auftrag des Kaisers. Die kaiserlichen Kommissionen des Reichshofrats und die Regelung von Konflikten im Alten Reich (1637-1657) (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 38), Köln, Weimar, Wien 2001; Sabine Ullmann, Geschichte auf der langen Bank. Die Kommissionen des Reichshofrats unter Kaiser Maximilian II. (1564-1576) (Veröffentlichungen des Instituts für europäische Geschichte Main. Abteilung für Universalgeschichte 214/Beiträge zur Sozial- und Verfassungsgeschichte des Alten Reiches 18), Mainz 2006; Stefan Ehrenpreis, Kaiserliche Gerichtsbarkeit und Konfessionskonflikt. Der Reichshofrat unter Rudolf II. 1576-1612 (Schriftenreihe der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften 72), Göttingen 2006, S. 53-58.

もちろん帝国最高法院についてと同様、帝国宮内法院についても妥当した。それゆえ、皇帝の裁判権力は、帝国最高法院のそれとまったく同様に空間的に制限されていた。

ただしその代わりに、帝国宮内法院は、帝国最高法院にはない管轄をいくらか行使していた。狭義の裁判活動を越えるすべての事項に、このことがあてはまった。例えば、帝国宮内法院はイタリアに対して皇帝の上位支配権を行使した。今なお、18世紀も遅くに至るまで、北部・中部イタリアには帝国の支配権が存在していたのである[90]。同様に、帝国宮内法院は封建（レーン）事項をも管轄した[91]。旧帝国の終焉まで、帝国レーン結合は形式的には存続していたのである。特権の授与と破棄も、帝国宮内法院の管轄であった[92]。逆に、同時代人が帝国宮内法院を特に裁判所と見なすことは、より少なかったのであった。例えば、帝国最高法院と比較して、帝国宮内法院とその訴訟法については、相

[90] Matthias Schnettger, „Principe sovrano“ oder „civitas imperialis“? Die Republik Genua und das Alte Reich in der frühen Neuzeit (1556-1797) (Veröffentlichungen des Instituts für europäische Geschichte Main. Abteilung für Universalgeschichte 209/Beiträge zur Sozial- und Verfassungsgeschichte des Alten Reiches 17), Mainz 2006; derselbe, Kooperation und Konflikt. Der Reichshofrat und die kaiserliche Plenipotenz in Italien, in: Anja Amend/Anette Baumann/Stephan Wendehorst/Siegrid Westphal (Hrsg.), Gerichtslandschaft Alten Reich. Höchste Gerichtsbarkeit und territoriale Rechtsprechung (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 52), Köln, Weimar, Wien 2007, S. 127-149.

[91] Gschließer, Reichshofrat（注83）, S. 23-25; Siegrid Westphal, Kaiserliche Rechtsprechung und herrschaftliche Stabilisierung. Reichsgerichtsbarkeit in den thüringischen Territorialstaaten 1648-1806 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 43), Köln, Weimar, Wien 2002, S. 91; Oestmann, Gemeine Bescheide I（注39）, S. 75-77.

[92] Bernhard Diestelkamp, Zur ausschließlichen Zuständigkeit des Reichshofrats für die Kassation kaiserlicher Privilegien, in: Leopold Auer/Werner Ogris/Eva Ortlieb (Herausgeber), Höchstgerichte in Europa. Bausteine frühneuzeitlicher Rechtsordnungen (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 53), Köln, Weimar, Wien2007, S. 163-176; 特権の認可に関する帝国宮内法院の鑑定は、Eisenhardt, privilegia（注58）の集成の中にある。

対的にわずかな法学文献しか書かれなかった。18世紀半ば以後になって初めて、帝国最高法院と帝国宮内法院の手続は互いに著しく融合し、同時代人たちは普通ドイツ帝国裁判所訴訟を語ることができたのであった[93]。

帝国宮内法院によって皇帝は、いくつかの領邦はもはやその点を余り尊重しないとはいえ、彼が今なお帝国の最高裁判官であり続けているということを、象徴的に示すことができた。政治的には、それゆえ、数多くの帝国諸身分が、二つの帝国最高裁判所の決定に対する特別な上訴手段を導入しようと試みたのである。帝国議会への上訴 recursus ad comitia が、それにあたるべきものとされた[94]。この背後には、近世には明確な権力分立が意識されていなかったということがある。領邦君主は常に統治者にして同時に最高裁判官であった[95]。帝国宮内法院は統治機関にして同時に帝国の最高裁判所であった。帝国議会も同様に見えていたのである。この帝国議会は諸身分の集会であったが、もはや領邦君主その人ではなく、ますます使節が出席するようになっていた。帝国議会は、帝国にとって重要な立法機関であった[96]。しかし多くの諸身分は、帝国

[93] Wilhelm August Friedrich Danz, Grundsäze des Reichsgerichts-Prozesses, Stuttgart 1795; 以下のアドレスでオンラインでもアクセスできる。http://books.google.de/books?id=aRxGAAAAcAAJ&pg=PA293&dq=inauthor:danz&hl=de&sa=X&ei=wlvmUdP9KISatQb0g4GQCw&ved=0CDwQ6wEwAQ#v=onepage&q&f=false.

[94] Gernot Sydow, Recursus ad Comitia. Ein Beitrag zur Justizverfassung des Heiligen Römischen Reiches im 18. Jahrhundert, in: Rechtsgeschichte 2 (2003), S. 104-122; Sellert, Prozeßgrundsätze（注86）, S. 398-412.

[95] この点と結びついた問題と困難については、Holger Erwin, Machtsprüche. Das herrscherliche Gestaltungsrecht „ex plenitudine potestatis“ in der Frühen Neuzeit (Forschungen zur Deutschen Rechtsgeschichte 25), Köln, Weimar, Wien 2009.

[96] 同時代の浩瀚な史料集成として、Johann Jacob Schmauß/Heinrich Christian von Senckenberg (Hrsg.), Neue und vollständigere Sammlung der Reichsabschiede, Band I-IV, Frankfurt am Main 1747 (ND Osnabrück 1967); 帝国議会の活動については、„Deutsche Reichstagsakten“ の数多くの巻が刊行されている。これについての短い概観は、Heinz Angermeier/Erich Meuthen/Eike Wolgast, Die Reichstagsakten-Edition. in: http://www.ahf-muenchen.de/Forschungsberichte/Jahrbuch1997/Angermeier.shtml.

議会をまた最高裁判所へと拡張しようとしたのであった。帝国裁判所で敗訴したような領邦君主がまさに、そうした特別の上訴を提起し、当初は法的なものであった案件を政治的舞台に引き戻したのである。皇帝はそうした上訴を決して承認しなかった。帝国議会はしかし、政治的多数派と宗派的緊張に応じて、帝国の最高裁判所のそうした完結した手続に介入した。これによって、まさに政治的に重要な案件において、政治的意思が存しない場合、裁判所の決定を貫徹するのは特に困難であったのである。

Ⅵ. 教会裁判権

近世国制の、そして特に裁判制度の理解にとって非常に重要な側面を、私は今までカッコに入れてきた。ここでの論述では、これまで主に、世俗の君主、すなわち皇帝、領邦君主、それに一部では都市の裁判権を問題にしてきた。しかし同時代人の目には、そもそも二重の支配、つまり世俗の支配と聖界の支配があると映っていた。領邦にも、帝国レベルにも、このことはあてはまった。宗教改革後はさまざまな領邦が宗派的にまったくさまざまな特徴を持っていたので、この権力構造は複雑である。しかしまさにその点に、聖界支配と世俗支配、教会裁判権と世俗裁判権、領邦君主の裁判権力と皇帝の裁判権力の間のそれぞれの関係が依存していたのである。研究文献においては、しばらく前から、裁判権の縦の分裂と言われている[97]。西洋世界の覇権的地位をめぐる皇帝と教皇の間の対立は、中世にまでさかのぼる。裁判権力の面でも、この対立は継続した。近世におけるローマ・ドイツ皇帝の選挙協約、すなわち皇帝候補者と選挙侯の間の協定は、それぞれ最高裁判権力に関する条項を含んでいた。そこで皇帝は、世俗の紛争が教会裁判所、特に最高の教会裁判所である教皇庁裁判所

[97] Gerhard Buchda, Artikel „Gerichtsverfassung“, in: HRG（注15), Band I (1. Aufl. 1971), Sp. 1563-1576 (1567); 同様に、Heiner Lück, Artikel „Gerichtsverfassung“ in: HRG（注７), Band II (2. Aufl. 2012), Sp. 192-219 (202); derselbe, Gerichtsverfassung（注63), S. 78; Peter Oestmann, Der irdische Richter vor dem Jüngsten Gericht. Eine Lübecker Wandinschrift im ehemaligen Konsistorialsaal, in: Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte 93 (2013)（刊行予定).

で扱われることがないよう、教皇に働きかけるという義務を負ったのである[98]。当事者たちは、時に、世俗の案件において、皇帝裁判所を迂回して、教皇裁判所に直接向かおうとした。このことは、総体としての世俗支配を弱めるものであり、18世紀に至るまで外交的な紛糾をもたらした。

例えば1730年代には、教皇庁裁判所で、ヒルデスハイム諸侯司教領の中の領邦議会に代表を送る資格を持った参事会教会と故参事会会員の女性相続人との間の争いが扱われた[99]。個別の事情は複雑であるが、いずれにせよこの法的紛争は、何年も帝国最高法院と帝国宮内法院に係属していた。事態が参事会教会に不利に転じると、教会は教皇庁裁判所に訴えた。被告は出頭せず、そのために、被告の見解では世俗の法的案件が問題であったにもかかわらず、被告は教会裁判所によって破門された[100]。それゆえ被告は皇帝に助けを求める。皇帝カール６世は1736年に実際に動いた。彼は教皇庁にいた彼の使節に手紙を書き、この使節が破門された女性市民のために働きかけた。実際、教皇は破門を撤回した。教皇庁裁判所は、この場合、帝国の裁判権力を脅かす外国裁判所と見なされた。世俗案件に対するあらゆる介入を、皇帝は阻止しようとしたのであった。

帝国の境界内部においては、教皇特使 Apostolischer Nuntius との関係がや

[98] Oestmann, Geistliche und weltliche Gerichte（注47）, S. 163-168; この史料類型について一般的には、Fritz Hartung, Die Wahlkapitulationen der deutschen Kaiser und Könige, in: Historische Zeitschrift 107 (1911), S. 306-344; Gerd Kleinheyer, Die kaiserlichen Wahlkapitulationen. Geschichte, Wesen und Funktion (Studien und Quellen zur Geschichte des deutschen Verfassungsrechts A 1), Karlsruhe 1968.

[99] Oestmann, Geistliche und weltliche Gerichte（注47）, S. 263-305.

[100] 教会裁判所への召喚に対する不服従の際の破門に関しては、Ferdinand Elsener, Die Exkommunikation als prozessuales Vollstreckungsmittel. Zur Geschichte des Kirchenbanns im Spätmittelalter, in: Tübinger Festschrift für Eduard Kern, Tübingen 1968, S. 69-86; Knut Wolfgang Nörr, Über die mittelalterliche Rota Romana. Ein Streifzug aus der Sicht der Geschichte der kurialen Gerichtsbarkeit des römisch-kanonischen Prozeßrechts und der kanonistischen Wissenschaft, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte 124. Kanonistische Abteilung 93 (2007), S. 220-245 (231); Richard Helmholz, The Spirit of Classical Canon Law, Athen, London 1996, S. 366-393.

はり似たようなものであった。教皇特使は教皇の代理人で、16世紀末からケルンに駐在していた[101]。それ以外に、第二の教皇特使がヴィーンにいた。しばしば当事者たちは、彼らの民事的紛争をカトリックの教会裁判所に持ち込んだ。16世紀終わりと17世紀初めには、こうした事例はとりわけ、ミュンスター諸侯司教領、リェージュ諸侯司教領、およびケルン選挙侯領について知られていた。その場合、教会裁判所は同時に正規の民事裁判所として承認されていたわけである。しかし一方当事者が民事事案についての教会裁判所の判決に対して教皇特使に助けを求めた場合、多くの相手方当事者は帝国最高法院と帝国宮内法院に苦情を持ち込んだ。彼らは、教皇特使は外国の支配権力を代表しており、ドイツ人でなくイタリア人であり、法律家でなく神学者だと言って、教皇特使を非難した。帝国最高法院は、しかしまた帝国宮内法院も、そうしたケースにおいてそれぞれ召喚状を発し、世俗裁判権への介入を理由として教皇特使に対して訴訟を開始した[102]。そして今や、きわめて奇妙な光景が出現した。例えば1609年に、帝国最高法院の使者が、ケルンの教皇特使の居所に到着した。そこでは誰も彼を出迎えようとせず、皇帝の召喚状を受け取ろうともしなかった。それどころかある召使いが、皇帝が教皇に言うことなど何もないのだという言葉で、使者を嘲った。これは、教会が既に11世紀後半以降、叙任権闘争で使った論拠であった。裁判制度の分野では、まさにそうした紛争がなお500年も続いたわけである。帝国最高法院の使者はそれから、皇帝の召喚状を、教皇特使の居所の門の入り口にロウで貼り付けたが、そこには既に、やはり教皇特使の宮廷で受け取られなかった別の召喚状が複数掛っていた[103]。

[101] Michael F. Feldkamp, Studien und Texte zur Geschichte der Kölner Nuntiatur. Band 1: Die Kölner Nuntiatur und ihr Archiv. Eine behördengeschichtliche und quellenkundliche Untersuchung (Collectanea Archivi Vaticani 30), Vatikanstadt 1993. 同じ研究シリーズで、やはり Michael F. Feldkamp によって編集された数巻の史料集がこれまでに刊行されている。史料編纂 Nuntiaturberichte aus Deutschland nebst ergänzenden Aktenstücken. Die Kölner Nuntiatur. もまた重要である。ローマのドイツ歴史研究所のプロジェクトと史料編纂計画についての概観は、http://www.dhi-roma.it/nuntiaturberichte.html.　にある。

[102] これについて包括的には、Oestmann, Geistliche und weltliche Gerichte（注47）, S. 123-223.

[103] 帝国最高法院使者の報告（ファクシミリと転写）は、Peter Oestmann,

教皇庁裁判所および教皇特使との対立は、もちろんカトリック領邦、とりわけ領邦君主が同時に司教区の司教でもあったような聖界領邦においてのみ、存在した。プロテスタントの領域では、裁判制度ははっきりと別の様相を呈していた。すなわち、領邦君主は、世俗案件については旧帝国の最高裁判所を上位に持ち、そのようにして法的コントロールに服した。それに対して、宗教的な問題においては、ルター派の諸侯はいわゆる最高司教、その領邦教会の最高の代表者であった[104]。宗教的な問題においては、彼の上に立つ者は誰もいなかった。それゆえ、プロテスタント領邦では、領邦君主の教会裁判所として宗務局があり、その判決に対して上訴手段は存在しなかった[105]。ここでは、領邦君主は、実際に法的意味で主権者であったわけである。宗務局の管轄は、我々が今日民事法と見なす分野にまで広く及んでいた。特にほとんどすべての家族法は、プロテスタント領邦でも、教会裁判権が管轄する宗教的案件と見なされていた[106]。それどころか、カルヴァン派のリッペ伯のように、帝国最高法院に対してみずからを教皇の法的後継者と呼ぶような領邦君主もいた[107]。ローマ・ドイ

Streit um die Gerichtsgewalt des Apostolischen Nuntius in weltlichen Sachen, in: Oestmann/Reininghaus, Akten（注49）, S. 69-76 (72-73).

[104] この点についての非常に徹底した研究として、Martin Heckel, Staat und Kirche nach den Lehren der evangelischen Juristen Deutschlands in der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte 73. Kanonistische Abteilung 42 (1956), S. 117-247, 43 (1957), S. 202-308.

[105] Ralf Frassek, Eherecht und Ehegerichtsbarkeit in der Reformationszeit. Der Aufbau neuer Rechtsstrukturen im sächsischen Raum unter besonderer Berücksichtigung der Wirkungsgeschichte des Wittenberger Konsistoriums (Jus Ecclesiasticum 78), Tübingen 2005; 宗務局の成立に関する古い研究からは、Walther Köhler, Zürcher Ehegericht und Genfer Konsistorium. Teil I: Das Zürcher Ehegericht und seine Auswirkung in der deutschen Schweiz zur Zeit Zwinglis (Quellen und Abhandlungen zur schweizerischen Reformationsgeschichte II/7), Leipzig 1932.

[106] Hartwig Dieterich, Das protestantische Eherecht in Deutschland bis zur Mitte des 17. Jahrhunderts (Jus Ecclesiasticum. Beiträge zum evangelischen Kirchenrecht und zum Staatskirchenrecht 10), München 1970.

[107] Oestmann, Geistliche und weltliche Gerichte（注47）, S. 510-511.

ツ皇帝が15世紀のいくつかの政教協約で教皇に認めたのと同じ諸権利は、宗教改革後は当然にプロテスタント諸侯に移ったはずであるとされた。つまりこの見解によれば、皇帝は、帝国諸侯の教会裁判権に介入してはならないということになる。この点については、大きな地方差を想定しなければならない。特にカトリックの世俗領邦は、ごくわずかしか研究されていない。そこでは、何人かの領邦君主が、プロテスタント領邦と非常によく似た、カトリック領邦君主の教会統治を築き上げようとした[108]。これはまさにフランスが、既に15世紀後半にたどった道であった[109]。それゆえ、世俗裁判権と教会裁判権への司法の縦の分割は、フランスではもうずっと前から、ドイツ国民の神聖ローマ帝国におけるほど大きな問題ではなかったのである。

Ⅶ. まとめ

これらの数多くのサーチライトを、どのようにして要約できるであろうか。1806年の旧帝国の終焉に至るまで、裁判制度は帝国国制そのものの非常に重要な刻印であった。重要な支配権、„iurisdictio“ は、伝統的に国王ないし皇帝のもとにあったが、ますます領邦君主に移行していった。裁判権力は国王大権であり、授封行為によって繰り返し新たに授与された。レーン結合への組み込みと帝国の司法監視によって、領邦君主は彼ら自身の „iurisdictio“ を一度も主権的国家権力に拡大することができなかった。無制限の不上訴特権を持った選挙

[108] Justus Hashagen, Politische und Religionsgeschichte des Bergischen Landes, in: derselbe (u. a.), Bergische Geschichte, Remscheid-Lennep 1958, S. 57-295 (149); Antje Flüchter, Konfessionalisierung in kulturalistischer Perspektive? Überlegungen am Beispiel der Herzogtümer Jülich-Berg, in: Barbara Stollberg-Rilinger (Hrsg.), Was heißt Kulturgeschichte des Politischen? (Zeitschrift für Historische Forschung. Beiheft 35), Berlin 2005, S. 225-252 (238); Wolfgang Friedrich, Territorialfürst und Reichsjustiz. Recht und Politik im Kontext der hessischen Reformationsprozesse am Reichskammergericht (Jus Ecclesiasticum 83), Tübingen 2008, S. 43-49.

[109] Matthieu Arnold, Artikel „Frankreich“, in: Religion in Geschichte und Gegenwart, 4. Aufl., hrsg. von Hans Dieter Betz u. a. Band 3, Tübingen 2000, Sp. 223-241 (226).

侯領のような強力な領邦でさえも、帝国の最高裁判所から完全に自由になることはなかった。訴訟上の無効や、法拒絶および法遅滞の場合、領邦君主は個々のケースについて裁判権力を失い、その領邦支配への帝国の介入を受け入れざるをえなかった。また、みずからの領邦君主を皇帝の裁判所に訴えることを臣民に禁止する法的可能性はなかった。ローマ・カノン法訴訟法と学識的裁判制度の継受は15世紀以来進行し、1495年に帝国最高法院が設立された際には完全に規定的になっていた。旧帝国において著しいのは、既に13世紀以来そうであったように、いかに司法改革が帝国を平和にしようという努力とともに進行したかということである。フェーデと独断的な自力救済に対する戦いは、中世のラントフリーデ運動以来、暴力をふるったりせずにその権利を訴求できるような、機能する裁判所を設立するという要求と結びついていた。1495年の重要な司法改革は、このようにして、永久ラントフリーデと同時に発効したのであった。しかし裁判権について、いつも世俗の裁判制度だけを考えるのでは不十分であろう。数多くのカトリック聖界領邦において、教会の司教代理裁判官は正規の民事裁判所の機能を果たしていた。ここでは、それぞれの審級順序がどこへ向かうかについて、しばしば緊張が存した。このことは帝国を弱めたのであろうか、それとも教皇庁の利益を弱めたのであろうか。プロテスタント領邦では、領邦君主は、その宗務局裁判権をよそからの影響から完全に遮断することに成功した。帝国の裁判所は、ここでは何ら管轄を持たなかった。領邦君主は宗教的事項において本当に主権的であった。これらの困難な混合状態は、1806年、皇帝フランツ２世が神聖ローマ帝国の皇帝冠を脱ぎ、レーン結合を解消し、帝国裁判所の消滅を宣言したときに、終わった[110]。ようやくこの時から、今日のドイツでは、裁判権の枠内において個々の領邦の主権が存することになったのである。

（訳者後記）

本稿は、ペーター・エストマン Peter Oestmann 教授が、2013年３月16日に、比較国制史研究会（北海道大学東京オフィスにて開催）で行った講演の改訂版

[110] 関連する諸史料は、Ulrich Hufeld (Hrsg.), Der Reichsdeputationshauptschluss von 1803. Eine Dokumentation zum Untergang des Alten Reiches, Köln, Weimar, Wien 2003 で容易に見ることができる。

である。講演向けの文体は基本的にそのまま維持されている。

エストマン氏は、1967年にドイツ・ニーダーザクセン州のシュトルツェナウ Stolzenau で生まれ、ゲッティンゲン大学で法学を学んだ後、1996年に同大学で法学博士号を取得、フランクフルト（アム・マイン）大学の Graduiertenkolleg（Europäische Rechtsgeschichte）での研究を経て、2002年にはフランクフルト大学で教授資格を得た。その後、スイスのベルン大学法学部教授を経て、2004年にはミュンスター大学法学部教授に就任して現在に至っている（その間、キール大学およびフランクフルト（アム・マイン）大学から招聘を受けたが、ミュンスター大学にとどまった）。大学の外でも、『サヴィニー財団法制史雑誌 Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte』ゲルマン法の部 Germanistische Abteilung および『歴史研究雑誌 Zeitschrift für historische Forschung』の共同編集人、ドイツ法制史家大会 Deutscher Rechtshistorikertag の常任委員会委員などをつとめ、2011年にはノルトライン・ヴェストファーレン州アカデミーの正会員にも選ばれている。

エストマン教授の専門領域は、中世後期・近世ドイツにおける裁判の歴史であり、教授資格取得論文が Rechtsvielfalt vor Gericht. Rechtsanwendung und Partikularrecht im Alten Reich (Rechtsprechung. Materialien und Studien 18) Frankfurt am Main 2002 として公刊されている他、最近も大著 Geistliche und weltliche Gerichte im Alten Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 61), Köln, Weimar, Wien 2012 が公にされた。その中でも教授の研究の重心は、本稿のテーマでもある近世の帝国裁判所研究にあり、博士論文 Hexenprozesse am Reichskammergericht (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 31), Köln, Weimar, Wien 1997 以来、多数の論文を上述の『サヴィニー雑誌』などに発表して、この分野の研究を精力的にリードしている。

本稿では、中世後期・近世ドイツにおける帝国レベルの裁判権が、近世の二つの帝国最高裁判所を中心に、裁判所の制度、管轄、手続の種類、教会裁判権との関係といった側面から描かれている。とりわけ帝国最高法院への上訴をめぐる状況や近世における教会裁判権との競合に関する叙述からは、近世ドイツにおける複雑な法状態が浮かび上がる。今後、史料解明とともに研究の進展が予想される帝国宮内法院についての解説やその他の上訴裁判所についての研究状況の紹介も含めて、自身および他の研究者の研究にもとづいて、過不足なく

まとめられている。特に近世の帝国最高裁判所に関する研究は、ドイツ語圏学界で一大分野を形成するに至っているが、本稿は、注にあげられた豊富な文献と併せて、ここ何十年かの研究発展とその成果をよく示すものとなっていると言えよう。

研究会では、本稿の内容について、中世法史・近世法史のさまざまな観点から、またフランスや領邦（プロイセンなど）における裁判との比較も含めて、長時間活発な討議がなされた。研究会メンバー、および特に参加された松本尚子教授（上智大学）、守矢健一教授（大阪市立大学）、川島翔氏（上智大学大学院）に感謝したい。

なお、エストマン教授招聘にあたっては、科学研究費補助金基盤Ｂ（課題番号22330001）の助成を受けた。